



9/5
(火)

国道113号 沼沢駐車帯で 特殊車両取締りを行いました!

9月5日(火) 国道113号 小国町大字沼沢地内の駐車帯にて、小国警察署協力のもと、特殊車両の指導取締りを行いました。調査台数4台のうち、違反台数が2台でした。違反車両には**指導警告書**が発行されました。

特殊車両とは??

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの**一般的制限値**を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには、**特殊車両通行許可**が必要になります。

取締りの様子



マットスケールで重量を測定



東北総合通信局による**違法無線**の取締りも同時に行われました。



車体の長さ・幅・高さを測定



違法に重量を超過した車両は、道路や橋などの構造物に多大なダメージをあたえます。また、高さや幅を超過している車両が橋梁等に衝突する重大事故も発生しています。そのため、国土交通省では違法通行している大型車両の指導・取締りを行い、適正な道路利用を促進し、良好な道路環境の維持に努めています。

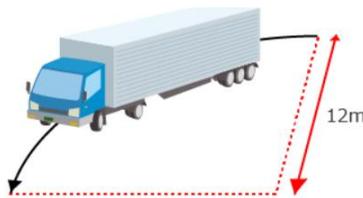
通行許可申請と許可条件の遵守をお願いします。

●一般的制限値●

○車両の幅、長さ、高さ○

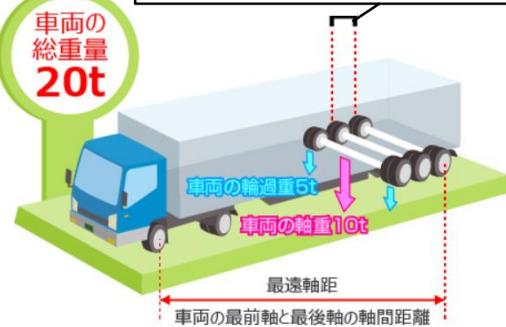


○車両の最小回転半径○



- 18t(隣り合う車軸の軸距が1.8m未満)
- 19t(隣り合う車軸の軸距が1.8m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下)
- 20t(隣り合う車軸の軸距が1.8m以上)

車両の総重量
20t



○車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重○



国土交通省 山形河川国道事務所
米沢国道維持出張所

〒992-0011 米沢市中田町260-2
TEL:0238-37-5300 FAX:0238-37-5303
<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/yoneiji/>

道路の異状を発見したら、**道路緊急ダイヤル(無料) #9910** へお知らせ下さい!

